

議案第 40 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項手数料を徴収する事務の欄中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に、「又は」を「、同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し、」に改め、「附票の写し」の次に「又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写し」を加え、同項手数料の名称の欄中「又は戸籍の附票」を「、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票」に改め、同表21の項手数料を徴収する事務の欄中「又は」を「若しくは」に、「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に改め、「住民票記載事項証明書」の次に「又は同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票記載事項証明書」を加え、同項手数料の名称の欄中「住民票記載事項証明書」の次に「又は除票記載事項証明書」を加え、同表中34の項を削り、35の項を34の項とする。

第2条 亀山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項手数料を徴収する事務の欄中「同法第20条第1項、第3項若しくは第4項」の次に「若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項」を加え、「同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項」の次に「若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項」を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。